

第70回 | 定時株主総会 招集ご通知

NIPPON KOEI
Challenging mind, Changing dynamics

開催日時 平成26年9月25日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区麹町5丁目4番地
日本工営ビル3階 当社本店会議室
(裏表紙の地図ご参照)

目次

議決権行使のご案内

第70回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2

議案および参考事項

- 第1号議案 取締役13名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

(添付書類)

事業報告	10
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	35

日本工営株式会社

証券コード：1954

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

① 【株主総会へのご出席】

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

② 【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成26年9月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

③ 【インターネットによる議決権の行使】

パソコンから、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力の上、画面の案内に従って、平成26年9月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、後記のインターネットヘルプダイヤルへお問い合わせください。

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

1. 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
3. インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
4. 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用できない場合もございます。

【インターネットによる議決権の行使に関するお問い合わせ先】

みずほ信託銀行 証券代行部	インターネットヘルプダイヤル
電話番号	0120-768-524（フリーダイヤル）
受付時間	午前9時～午後9時（土日・休日を除く）

証券コード 1954
平成26年9月4日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町5丁目4番地
日本工営株式会社
代表取締役社長 廣 瀬 典 昭

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、左頁のご案内に従って、平成26年9月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年9月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町5丁目4番地 日本工営ビル3階 当社本店会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第70期（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）事業報告ならびに連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役13名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

<インターネットによる開示について>

◎「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の定めに基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎参考書類、添付書類または注記表に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載いたします。
当社ウェブサイト ⇒ <http://www.n-koei.co.jp/ir/>

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、1名を増員し、社外取締役2名を含む取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>ひろせ のりあき 廣瀬 典昭 (昭和20年7月30日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和43年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役執行役員 平成16年6月 当社代表取締役常務執行役員 平成18年6月 当社代表取締役専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役社長（現職）</p>	167,847株
2	<p>よしだ かつみ 吉田 克己 (昭和24年12月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役執行役員 当社電力事業カンパニープレジデント 平成18年6月 当社取締役常務執行役員 平成18年10月 当社電力事業本部長 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 平成25年6月 当社取締役副社長執行役員、社長補佐（現職）</p>	97,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ありもと りゅういち 有元 龍一 (昭和27年11月27日生) 再任	昭和52年4月 当社入社 平成14年7月 当社コンサルタント国内事業本部業務企画室長 平成17年1月 玉野総合コンサルタント株式会社取締役 平成17年3月 同社取締役常務執行役員 平成19年7月 当社経営管理本部副本部長 平成20年7月 当社経営管理本部副本部長兼企画部長 平成21年6月 当社取締役執行役員 当社経営管理本部長兼企画部長 平成23年6月 当社経営管理本部長兼人事・総務部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員(現職) 平成24年7月 当社経営管理本部長兼人事部長(現職)	49,000株
4	つのだ よしひこ 角田 吉彦 (昭和19年6月11日生) 再任	平成8年10月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役執行役員 平成16年6月 当社代表取締役常務執行役員 平成18年6月 当社代表取締役副社長執行役員 平成22年6月 当社代表取締役会長(現職)	252,609株
5	やまかわ あさお 山川 朝生 (昭和22年8月27日生) 再任	昭和45年4月 建設省入省 平成11年4月 同省中部地方建設局長 平成12年8月 技術研究組合走行支援道路システム開発機構専務理事 平成16年1月 社団法人日本橋梁建設協会副会長兼専務理事 平成19年11月 社団法人国際建設技術協会理事長 平成23年7月 当社顧問 平成23年10月 当社副社長執行役員 平成25年6月 当社取締役副社長執行役員、社長補佐(現職)	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	<p style="text-align: center;">みず こし あきら 水 越 彰</p> <p style="text-align: center;">(昭和25年9月30日生)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div>	<p>昭和51年4月 当社入社</p> <p>平成15年10月 当社コンサルタント国内カンパニー首都圏 事業部副事業部長兼営業企画部長</p> <p>平成19年7月 当社コンサルタント国内事業本部事業推進 部長</p> <p>平成20年7月 当社執行役員 当社コンサルタント海外事業本部副事業本 部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役執行役員</p> <p>平成24年6月 当社取締役常務執行役員（現職）</p> <p>平成24年7月 当社事業推進本部長（現職）</p>	31,000株
7	<p style="text-align: center;">たか の のぼる 高 野 登</p> <p style="text-align: center;">(昭和27年9月14日生)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div>	<p>昭和50年4月 当社入社</p> <p>平成11年4月 当社コンサルタント国内事業本部河川・水 工部長</p> <p>平成16年10月 当社コンサルタント国内カンパニー首都圏 事業部副事業部長</p> <p>平成19年7月 当社コンサルタント国内事業本部事業企画 室長</p> <p>平成20年7月 当社コンサルタント国内事業本部事業企画 室長兼営業企画室長</p> <p>平成21年6月 当社執行役員 当社コンサルタント国内事業本部副事業本 部長兼事業企画室長兼営業企画室長</p> <p>平成22年6月 当社コンサルタント国内事業本部副事業本 部長兼事業企画室長</p> <p>平成23年6月 当社取締役執行役員 当社コンサルタント国内事業本部長代理兼 事業企画室長</p> <p>平成24年6月 当社取締役常務執行役員（現職） 当社コンサルタント国内事業本部長（現 職）</p>	39,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	いの うえ よし きみ 井 上 美 公 (昭和29年2月6日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和52年4月 当社入社 平成16年7月 当社コンサルタント海外カンパニー都市開発・環境事業部開発計画部長 平成19年4月 当社コンサルタント海外事業本部都市社会事業部副事業部長 平成20年6月 当社コンサルタント海外事業本部運輸・交通事業部長 平成22年4月 当社コンサルタント海外事業本部開発事業部長 平成22年6月 当社執行役員 平成23年7月 当社コンサルタント海外事業本部M P A (ジャカルタ首都圏投資促進特別地域) 事業推進室長 平成24年6月 当社取締役執行役員 当社コンサルタント海外事業本部長 (現職) 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 (現職)	28,000株
9	あき よし ひろ ゆき 秋 吉 博 之 (昭和31年3月11日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和54年4月 当社入社 平成16年6月 当社電力事業カンパニープラント事業部長 平成22年6月 当社執行役員 当社電力事業本部副事業本部長 (機電コンサルタント・新事業担当) 平成24年6月 当社取締役執行役員 (現職) 当社電力事業本部長代理兼福島事業所長 平成25年6月 当社電力事業本部長 (現職)	36,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
10	ほん じょう なお き 本 庄 直 樹 (昭和29年7月3日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	昭和53年4月 当社入社 平成16年7月 当社コンサルタント海外カンパニー営業・ 業務統轄部業務部長 平成18年6月 当社コンサルタント海外カンパニー業務部 長兼経営企画室長 平成19年7月 当社コンサルタント海外事業本部業務部長 兼事業企画室長 平成20年7月 当社財務・経理部長 平成23年6月 当社執行役員（現職） 当社経営管理本部副本部長兼財務・経理部 長（現職）	26,000株
11	た なか ひろし 田 中 弘 (昭和28年4月24日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社中央研究所総合技術開発部長 平成20年7月 当社中央研究所長 平成24年6月 当社執行役員（現職） 当社技術本部副本部長兼中央研究所長（現 職）	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
12	<p>ないとうまさひさ 内藤正久 (昭和13年2月20日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>昭和36年4月 通商産業省入省 平成5年6月 同省産業政策局長 平成10年4月 伊藤忠商事株式会社取締役副社長 平成12年4月 同社取締役副会長 平成15年6月 財団法人日本エネルギー経済研究所理事長 平成18年6月 当社取締役(現職) 平成22年7月 一般財団法人日本エネルギー経済研究所顧問(現職)</p>	2,000株
13	<p>いちかわひいず 市川秀 (昭和21年12月8日生)</p> <p>新任 社外</p>	<p>昭和45年4月 株式会社三菱銀行入行 平成5年5月 同行シンガポール支店長 平成8年6月 株式会社東京三菱銀行産業調査部長 平成9年1月 同行営業審査部長 平成11年6月 株式会社整理回収機構専務取締役 平成13年6月 千代田化工建設株式会社専務取締役 平成16年6月 三菱自動車工業株式会社代表取締役常務取締役 平成22年4月 同社代表取締役副社長 平成26年6月 株式会社百五銀行社外監査役(現職)</p>	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 内藤正久氏および市川秀氏について

(1) 内藤正久氏および市川秀氏は社外取締役候補者であります。内藤正久氏は現在当社の社外取締役であります。取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって8年3か月であります。

(2) 内藤正久氏を社外取締役候補者とした理由

同氏を社外取締役候補者とした理由は、客観的な視点や幅広い視野に立って当社の経営を監視していただき、取締役会の透明性を高めるとともに企業統治の強化を図るためであります。

(3) 市川秀氏を社外取締役候補者とした理由

同氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験に基づき、客観的な視点や幅広い視野に立って当社の経営を監視していただき、取締役会の透明性を高めるとともに企業統治の強化を図るためであります。

(4) 当社は、内藤正久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、市川秀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(5) 責任限定契約について

当社は、会社法に基づく賠償責任を限定する契約を社外取締役との間で締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外取締役が善意でかつ重大な過失のないときは、金60万円または会社法による最低責任限度額のいずれか高い金額を上限としております。

当社は、内藤正久氏との間で引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

また、当社は、市川秀氏が取締役に就任された場合には、社外取締役として、同氏との間で新たに上記内容の契約を締結する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

平成25年9月27日開催の第69回定時株主総会にて補欠監査役に選任された須藤英章氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
須藤英章 (昭和19年7月20日生)	昭和46年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成15年4月 東京富士法律事務所代表(現職) 平成16年4月 日本大学法科大学院教授 平成20年6月 当社補欠監査役 現在に至る 平成23年5月 事業再生研究機構代表理事(現職)	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 須藤英章氏について

(1) 須藤英章氏は社外監査役候補者であります。

(2) 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしております。

(3) 須藤英章氏を社外監査役候補者とした理由

同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験や知識を当社の監査体制に活かしていただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験や知識を有することなどを総合的に勘案したためです。

(4) 責任限定契約について

当社は、会社法に基づく賠償責任を限定する契約を社外監査役との間で締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外監査役が善意でかつ重大な過失のないときは、金600万円または会社法による最低責任限度額のいずれか高い金額を上限としております。

当社は、須藤英章氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、同氏との間で新たに上記内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第62回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役の報酬額を「年額4億6,500万円以内」、社外取締役の報酬額を「年額1,500万円以内」として、ご承認いただいております。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、社外取締役を増員する必要性があることを考慮して、社外取締役以外の取締役の報酬額は「年額4億6,500万円以内」のままとし、社外取締役の報酬額を「年額3,000万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の人数は12名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役の人数は13名（うち社外取締役2名）となります。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成25年7月1日から
平成26年6月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 事業の状況

当社は、平成25年6月27日開催の第68回定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の3月31日から6月30日に変更しました。これに伴い、前期の事業期間は平成25年4月1日から平成25年6月30日までの3ヶ月間という変則的なものとなりました。このため業績に関しては前期比増減のご説明を省略させていただきます。

当連結会計年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）におけるわが国経済は、公共投資が増加するとともに、個人消費を中心とした内需が堅調に推移したことで企業の生産活動にも改善が見られ、景気は回復基調をたどりました。

日本工営グループを取り巻く経営環境は、国内建設コンサルタント事業においては、東北地方の従来型の震災復興業務は減少したものの、PPP（官民連携）やCM（コンストラクション・マネジメント）等の大型マネジメント業務、全国的な防災・減災関連業務、老朽化した社会インフラの維持管理業務などの需要が増大したため、良好に推移しました。海外建設コンサルタント事業においては、アジア、中南米諸国など開発途上国におけるインフラ整備事業の需要増加傾向を受け、堅調に推移しました。電力事業では、国のエネルギー政策の見直し、主要顧客である電力会社の新規設備投資の縮小などの影響を受け、厳しい状況が続きました。

このような状況の下で、当社グループは「グローバル展開の強化」および「新たな事業領域の開拓と形成」を基本方針とする中期経営計画（平成24年4月から平成27年6月まで）に基づき、既存事業の規模を維持しながらも、「海外事業拠点の整備とマルチ・ドメスティック運営の導入」、「既存事業分野の強化と事業領域の拡大」および「新たなビジネスモデルの開拓と事業運営への参画」の実施に取り組むとともに、新しい施策や対応を着実に実行へと移してまいりました。また、「ワークライフバランスの確保」につきましても、一定の成果をあげることができました。

その結果、当期の業績は、連結受注高は92,485百万円となり、売上高は79,193百万円と

なりました。

収益面につきましては、国内建設コンサルタント事業では売上高の増加に伴って大幅な改善が見られたものの、海外建設コンサルタント事業での原価比率の上昇、一般管理費の増加に加え、電力事業での当期前半の厳しい受注環境およびコスト競争の激化により、経常利益は4,542百万円となりました。一方、当期純利益は子会社の税効果会計による法人税等調整額のマイナス計上があったため、2,998百万円となりました。

当社グループのセグメント別の受注高および売上高は次のとおりです。

[国内建設コンサルタント事業]

前述のとおり、好調な受注環境のなかで、東日本大震災からの復興事業に関する業務を確実に受注・実施したほか、全国的な津波対策・耐震化施策等の防災・減災関連業務の受注が増加しました。また、震災復興を中心とした行政支援型業務や公共施設に係る長寿命化や機能保全を図る維持管理業務の受注が増加しました。その結果、受注高は46,617百万円、売上高は41,817百万円となりました。

[海外建設コンサルタント事業]

ミャンマーをはじめとする東南アジア諸国、インド、中南米、中東・アフリカ諸国などの開発途上国におけるインフラ整備の需要が堅調であり、引き続きグローバル展開を推進しました。バングラデシュおよびインドでの大型鉄道案件の成約もあり、受注高は30,023百万円、売上高は20,947百万円となりました。

[電力事業]

前述のとおり、主要顧客である電力会社からの受注環境が厳しいなかでも、営業強化に努め、国内における新規顧客から老朽化した水力発電所の改修工事、電力の固定価格買取制度を利用した水力発電所の全面的更新工事などを受注するほか、国内外の小水力発電事業への取り組みを強化し、受注高は15,831百万円となりました。しかしながら、受注の回復が当期の後半であったため、売上高は14,169百万円となりました。

[不動産賃貸事業]

不動産賃貸事業の売上高は、1,125百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は4,529百万円であり、このうち主なものは、本社近隣の不動産の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当期において特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡および譲受の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他持分または新株予約権の取得または処分の状況

当期において特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

2. 対処すべき課題

(1) 当社グループの経営理念は「誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。」であり、Challenging mind, Changing dynamics をスローガンにその実現を図っています。

この経営理念とスローガンのもと、当社グループを取り巻く事業環境を展望すると、短期的には国内市場環境の好調が見込まれますが、中長期的な視点に立てば、アジア諸国をはじめとする新興国の成長を活力にして海外におけるインフラ整備の需要が増加すると予想されておりますので、グローバル化をさらに推進すべきと考えます。

したがって、当社グループは、日本国内において確固たる技術的基盤（建設コンサルティングおよびエンジニアリング事業）を維持しながら、拡大を続ける新興国のインフラ整備市場に軸足を置いて、海外拠点を中心に事業を拡げるとともに、新たな事業領域を開拓・形成して持続的成長を図ることを目指します。

(2) (1)の長期目標に従い、当社グループは、中期経営計画（平成24年4月から平成27年6月まで）に基づき、以下の重点課題に取り組んでいます。

- 1) 海外事業拠点の整備とマルチ・ドメスティック運営の導入
- 2) 既存事業分野の強化と事業領域の拡大
- 3) 新たなビジネスモデルの開拓と事業運営への参画
- 4) ワークライフバランスの確保

(3) (2)の中期経営計画を踏まえ、同計画の最終年度となる次期（平成26年7月から平成27年6月まで）においては、以下のとおり重点課題に取り組めます。

1) 「海外事業拠点の整備とマルチ・ドメスティック運営の導入」については、東京を中心拠点として①アジア圏、②中東・北アフリカ圏、③中南米圏、④サブサハラ圏（サハラ砂漠以南のアフリカ諸国）の4つの地域営業圏に拠点を設置し、地域密着型の営業・生産体制に基づく事業を推進します。中心拠点である東京から、技術・品質・安全面での支援はもとより、ガバナンスの強化、リスク管理の徹底、グローバル人材の確保、マネジメントの強化を図りつつ、わが国ODA以外の資金による事業にも積極的に取り組み、事業の拡大を推進します。

2) 「既存事業分野の強化と事業領域の拡大」については、既存事業分野における市場の激しい変化に対応すべく、事業毎に拡大すべき事業領域を明確にして技術の開発、人材の確保および育成・強化を行い、着実に事業の拡大を図ります。具体的には、国内建設コンサルタント事業においては防災・減災関連業務、社会インフラの長寿命化に係る維持管理業務など、海外建設コンサルタント事業においては新興国における鉄道、都市開発分野など、電力事業においては機電コンサルティング分野、老朽化設備更新業務などの拡大に努めてまいります。

3) 「新たなビジネスモデルの開拓と事業運営への参画」については、水力発電事業を核とする「エネルギーセグメント」を新たなビジネスモデルの柱とすべく、事業推進本部が中心となり、当社グループのワンストップサービスにより、新規事業の開発を推進します。また、海外インフラファンドへの投資やファンドへの技術アドバイザリーサービスの提供といった「アセット保有型の新たな技術サービスモデルの開発」にも取り組めます。

4) 「ワークライフバランスの確保」については、ワークライフバランス推進委員会を中心に、これまでの施策を継続するとともに、新たな課題にも取り組めます。また、各セグメント単位ではそれぞれの環境に見合った就業環境の構築および管理職層を中心にした意識改革・業務プロセス改革を一層強化し、仕事と生活の調和の実現を目指します。

当社グループは、以上の方針に基づき、さらなる業績の向上に努めるべく、積極的に事業展開を図り、総力をあげてこれらの課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産および損益の状況の推移

区 分	第67期 平成24年3月期	第68期 平成25年3月期	第69期 平成25年6月期	第70期 平成26年6月期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	69,268	71,134	21,947	92,485
売 上 高 (百万円)	65,945	72,411	6,896	79,193
経 常 利 益 または経常損失(△) (百万円)	3,326	5,086	△3,156	4,542
当 期 純 利 益 または当期純損失(△) (百万円)	1,419	2,849	△1,914	2,998
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 または1株当たり当期純損失(△) (円)	18.39	37.76	△25.35	39.61
総 資 産 (百万円)	79,371	84,795	71,450	76,144
純 資 産 (百万円)	43,505	46,928	43,671	47,835

- (注) 1. 第68期の財産および損益の状況には、第68期より連結子会社となったNIPPON KOEI INDIA PVT. LTD.の財産および損益が含まれております。
2. 第69期につきましては、決算期の変更に伴い、平成25年4月1日から平成25年6月30日までの3か月間となっております。

4. 主要な事業内容

(1) 国内および海外建設コンサルタント事業

水資源総合開発、電源開発、農業開発、交通・運輸、都市・地域開発、自然・生活環境整備などの調査、計画、評価、設計、工事監理、運営指導

(2) 電力事業

発・変電所用制御装置、水車、発電機、変圧器、電力用通信装置などの電力関連機器、電子機器・装置、安全用具、セクト式ヒータなどの製造・販売ならびに発電・送電・変電・配電工事、土木工事など電力および一般電気設備に関連する各種工事の設計、施工

(3) 不動産賃貸事業

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
玉野総合コンサルタント株式会社	1,682百万円	100.0%	都市開発、地方計画に関するコンサルティング
日本シビックコンサルタント株式会社	100百万円	85.3%	地下構造物の計画・設計・監理
株式会社コーエイシステム	90百万円	100.0%	ソフトウェア開発
株式会社コーエイ総合研究所	84百万円	100.0%	地域開発、社会開発に関する調査・研究・企画等のコンサルティング
株式会社ニッキ・コーポレーション	53百万円	100.0%	不動産賃貸・管理
株式会社エル・コーエイ	45百万円	100.0%	労働者派遣
中南米工営株式会社	190百万円	87.6%	建設コンサルタント
英国工営株式会社	20百万円	100.0%	建設コンサルタント
NIPPON KOEI LAC, INC.	100千米ドル	※100.0%	建設コンサルタント
NIPPON KOEI LAC DO BRASIL LTDA.	750 千ブラジルリアル	※ 99.0%	建設コンサルタント
NIPPON KOEI INDIA PVT. LTD.	19,000 千インドルピー	99.9%	建設コンサルタント

(注) ※印は間接保有の株式を含んでおります。

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の11社です。

6. 主要な事業所

【日本工営株式会社】

本店 東京都千代田区麹町5丁目4番地
新麹町オフィス (千代田区)
半蔵門オフィス (千代田区)
福島事業所 (福島県須賀川市)
支店 札幌支店 (札幌市)
仙台支店 (仙台市)
新潟支店 (新潟市)
東京支店 (千代田区)
名古屋支店 (名古屋市)
大阪支店 (大阪市)
広島支店 (広島市)
四国支店 (香川県高松市)
福岡支店 (福岡市)
研究所 中央研究所 (茨城県つくば市)

海外事務所 ジャカルタ、マニラ、ハノイ (ホーチミン)、バンコク (ビエンチャン、プノンペン)、ヤンゴン (ネピドー)、ニューデリー (ダッカ)、コロombo、中東 (アンマン、バグダッド、チュニス、ラバト、カイロ)、ナイロビ、リマ

【玉野総合コンサルタント株式会社】

本店 名古屋市東区東桜二丁目17番14号
支店 東京支店 (荒川区)
静岡支店 (静岡市)
大阪支店 (大阪市)
福岡支店 (福岡市)

7. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度 期末比増減
2,991名	72名増

8. 主要な借入先 (平成26年6月30日現在)

該当事項はありません。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 189,580,000株
2. 発行済株式の総数 86,656,510株 (自己株式 9,418,274株を含む)
3. 株 主 数 7,933名 (前期末比 1,327名減)
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,699	4.8
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	3,529	4.6
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,297	4.3
日 本 工 営 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	2,892	3.7
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,304	3.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,910	2.5
月 島 機 械 株 式 会 社	1,843	2.4
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,394	1.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (従 業 員 持 株 ESOP 信 託 口)	1,375	1.8
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	1,224	1.6

(注) 当社は、自己株式9,418,274株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は発行済株式の総数から、この自己株式(9,418,274株)を控除した、77,238,236株を分母として計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役に関する事項（平成26年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
*取締役会長	角 田 吉 彦	
*取締役社長	廣 瀬 典 昭	
*取 締 役	西 谷 正 司	社長補佐
取 締 役	吉 田 克 己	社長補佐
取 締 役	山 川 朝 生	社長補佐
取 締 役	吉 田 保	技術本部長
取 締 役	有 元 龍 一	経営管理本部長兼人事部長
取 締 役	水 越 彰	事業推進本部長
取 締 役	高 野 登	コンサルタント国内事業本部長
取 締 役	井 上 美 公	コンサルタント海外事業本部長
取 締 役	秋 吉 博 之	電力事業本部長
取 締 役	内 藤 正 久	一般財団法人日本エネルギー経済研究所顧問
常勤監査役	清 水 敏 彰	
常勤監査役	新 井 泉	
監 査 役	榎 本 峰 夫	榎本峰夫法律事務所代表

(注) 1. *印は代表取締役であります。

2. 取締役内藤正久氏は社外取締役、監査役新井泉氏および榎本峰夫氏は社外監査役であります。また、3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります（平成26年9月4日現在）。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	12名（うち社外取締役 1名）	384百万円
監査役	3名（うち社外監査役 2名）	45百万円

（注）上記報酬等の額のうち、社外取締役1名および社外監査役2名の報酬等の総額は38百万円であります。

3. 社外取締役および社外監査役に関する事項

（1）重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職・兼任先	兼職・兼任の内容	当社と重要な兼職・兼任先との関係
取締役 内藤正久	一般財団法人 日本エネルギー経済研究所	顧問	重要な取引その他の関係はありません。
監査役 榎本峰夫	榎本峰夫法律事務所	代表	重要な取引その他の関係はありません。

（2）社外取締役および社外監査役の活動状況

氏名	出席・発言状況
取締役 内藤正久	当期中に開催の取締役会16回の全てに出席しており、当社の経営に対し、国家公務員、企業・団体役員としての経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役 新井 泉	当期中に開催の取締役会16回および監査役会15回の全てに出席しており、当社の経営に対し、国際金融機関における経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査役 榎本峰夫	当期中に開催の取締役会16回のうち15回および監査役会15回の全てに出席しており、当社の経営に対し、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

（3）責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法に基づく賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、当該社外取締役および社外監査役が善意でかつ重大な過失のないときは、金6百万円または会社法による最低責任限度額のいずれか高い金額を上限としております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、当社は会計監査人の継続監査年数など諸事情を勘案し、再任または不再任の決定を行う方針です。

Ⅵ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。」というグループ経営理念の下、当社グループと社会の健全かつ持続的な発展を目指して、日本工営グループ行動指針に基づき、行動することに努めております。

当社は、取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の下で、業務執行の適法性・効率性などの確保に努めるとともに、その実効性が一層高まるよう、監査役会および社外取締役の意見等を参照し、システムの見直しおよび改善を進めております。基本方針の内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書の保存および廃棄に関する規程」等に基づき、業務執行に関する情報（電子・非電子媒体を問わず記録媒体に記録したもの）を適切に保存・管理する。
- ② 「情報セキュリティ基本方針」および「秘密情報管理規程」等に基づき、業務執行に関する情報を適切に管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社長その他の役員から構成される企業行動会議がリスク管理の推進全般を統轄し、その傘下のリスク管理委員会、安全衛生・環境委員会および財務報告内部統制委員会等において、全社横断的にリスクの把握、評価、対応、予防を推進し、重要なリスク情報を取締役会に適宜報告する。
- ② 「リスク管理規程」に基づき、業務に付随するリスクを抽出・評価のうえ、毎年度、リスク管理計画を策定・推進し、継続的にリスク管理に取り組む。
- ③ 危機発生時においては、「危機管理規程」に基づき、速やかに社長およびリスク管理委員長に報告のうえ、全社的な緊急対策本部または関係部門における緊急対策本部を設置し、危機に的確に対応する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会により、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、経営効率を高めるため、代表取締役等から構成される経営会議により、業務執行に関する基本的事項等を協議し、機動的な対応を行う。

- ②中期経営計画および年度事業計画を策定して、達成すべき目標と具体策を明らかにし、これらの計画に基づいて業務運営を行う。
- ③経営の監督機能と業務の執行機能とを分離し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を採っており、執行役員会において、中期経営計画等のモニタリングを定期的に行う。
- ④日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に基づいて権限委譲を行い、各組織の責任者が意思決定のルールに則り業務を遂行する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスの徹底を重要な要素とする「日本工営グループ行動指針」を当社グループ会社の役員・従業員に適用し、企業行動会議およびリスク管理委員会の監督の下、同行動指針を周知、徹底する。
- ②各事業本部にコンプライアンス室を設置し、同行動指針を当社グループに周知するとともに、日常業務におけるコンプライアンスを徹底する。また、社長直属の組織である業務監査室を設置し、コンプライアンス等を含めた内部統制に係る内部監査を実施する。
- ③当社グループを対象とする相談・通報者を保護する規程に基づき、社内外に複数の窓口を設けて広く相談・通報を受け付け、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図る。
- ④社員のコンプライアンス違反については、懲罰に関する社内規程に基づき、厳正に処分を行う。
- ⑤社会の秩序や当社グループ会社およびその役員・従業員に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループ全体として毅然とした対応をとり、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制体制を整備し運用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「グループ会社運営規程」に基づき、当社の子会社は、事業計画策定、組織・資本構成の変更、役員人事、剰余金の処分、重要な資産の取得・賃貸借・処分等の重要事項について、当該子会社が所属する各セグメントの長（当社各本部長および事業本部長）または当社社長に報告し、承認を得る。

②同規程に基づき、内部監査部門により子会社への監査を行うとともに、社長会、関係会社連絡会等の会議を開き、当社と子会社との間において十分な情報交換・協議を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現時点では監査役の職務を補助すべき使用人を置いていない。ただし、「監査役監査基準」において、監査役は、必要に応じ、監査役の職務を補助する体制の確保について取締役と協議する旨を定めており、必要が生じた場合はこの定めに従い所要の体制を確保する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記使用人を設けていないため、本事項については特に記載することはない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会、執行役員会ほか重要な社内会議に出席し、業務執行状況を確認する。
- ②監査役会は、「監査役会規則」において、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める旨を定めており、これを受けて各監査役は情報収集を行うとともに、重要な稟議書の回覧等により業務執行状況を確認する。また、監査役は業務監査を通じて取締役および使用人から報告を受ける。
- ③社長は、監査役と定期的に会合を持ち、また、代表取締役は「報告規程」に基づき監査役会に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告する。
- ④監査役は、リスク管理委員会において、コンプライアンスその他リスク管理上の諸問題について定期的に報告を受ける。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役の監査を実効的に行うために、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換を行うとともに、子会社役員との会合を適宜開催する。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認めている以上、特定の者による当社株式の大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」という。）に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであ

ると考えます。

しかしながら、当社は、建設コンサルタント業務をはじめ主に公共・公益事業に関わる業務を事業展開しており、極めて公共性の高い社会的使命を帯びた企業であると自負しており、専門性が高く幅広いノウハウと豊富な経験や実績に裏打ちされたブランド力を有しています。そして、その経営にあたっては、これらの理解と国内外の顧客・従業員および取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係が不可欠となり、これらなくしては企業価値の向上と株主の皆様の利益に資することはできないと考えます。

また、大規模買付行為に際しては、大規模買付行為をなす者（以下「大規模買付者」という。）から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

①中長期的に目標とする当社グループの姿

当社が中長期的に目標とする当社グループの姿と当社グループの中期経営計画における具体的な取組みは、本事業報告 I.2 の「対処すべき課題」において記載したとおりです。

②コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社および当社グループの企業価値を一層高めるため、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性の確保、迅速な業務執行体制の確立を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めることを基本方針としています。また、コンプライアンス経営およびリスク管理の徹底を重点施策とし、内部統制システムの実効性を高めます。なお、当社は監査役制度を採用しており、取締役会および監査役会により、それぞれ業務執行の監督および監査を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者による支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に対する対応方針」（以下「買収防衛策」という。）を設定しております。

買収防衛策の概要は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、a.事前に当社取締役会に意向表明書の提出を含む必要かつ十分な情報を提供し、b.当社取締役会による一定の評価期間が経

過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

当社は、平成18年5月の取締役会決議により初めて買収防衛策を導入し、平成19年6月の取締役会決議により一部改訂の上継続し、その後、平成20年6月の第63回定時株主総会決議、平成23年6月の第66回定時株主総会決議、平成25年9月の第69回定時株主総会決議により、株主様に一部改訂の上継続することをそれぞれご承認いただきました。

買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.n-koei.co.jp/>) において全文を掲載しています。

(4) 上記(2)(3)の取組みについての取締役会の判断およびその理由

上記(2)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために実施しているものであるため、上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えます。

上記(3)の取組み（買収防衛策）は、a.経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、b.株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するためのものであること、c.大規模買付ルールの内容ならびに対抗措置の内容および要件は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上という目的に照らして合理的であること、d.大規模買付ルールの内容ならびに対抗措置の内容および要件は、いずれも具体的かつ明確であり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えていること、e.株主総会における株主の承認を条件に発効するものとされており、また、取締役会は、所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動の是非について株主の意思を確認することができるものとされていること、さらに、買収防衛策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会決議を通じて株主の意思が反映されること、f.対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件が定められており、また、当社経営陣から独立した特別委員会を設置し、対抗措置の発動の前提として特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問したうえ、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、対抗措置を講じるか否かを判断することとしており、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されていること、g.特別委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること、h.当社株主総会の決議によって

廃止することができるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によっても廃止することができることされており、デッドハンド型買収防衛策ではなく、また、当社取締役の任期は1年であることから、スローハンド型買収防衛策でもないことから、上記(1)に述べた基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えます。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する配当は、基本的に企業収益に対応して決定すべきものと考えます。

激変する経営環境のなかで、将来にわたって株主利益を確保するため、企業体質の強化や積極的な事業展開のための内部留保は不可欠であり、株主への利益還元につきましては、業績等を勘案しつつ安定的な配当に留意してその充実に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の配当（通期）は、平成26年8月11日開催の取締役会決議により、1株につき7円50銭とさせていただきます。（当社は中間配当制度を採用しておりません。）この配当金の支払開始日は平成26年9月5日といたしました。

(注) 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額および千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 百分率は、小数点第2位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成26年6月30日現在)

資産の部		負債の部	
I 流動資産	百万円	I 流動負債	百万円
現金及び預金	8,967	支払手形及び買掛金	3,361
受取手形及び売掛金	13,790	短期借入金	100
商品及び製品	0	1年内返済予定の長期借入金	130
仕掛品	9,799	リース負債	50
材料及び貯蔵品	311	未払金	1,782
繰延税金資産	1,448	未払費用	1,600
その他の貸倒引当金	2,458	未払法人税等	842
	△27	未払消費税等	1,708
流動資産合計	36,749	前受り金	7,586
II 固定資産		預賞与引当金	1,438
1 有形固定資産		役員賞与引当金	983
建物及び構築物	21,199	工事損失引当金	78
減価償却累計額	△12,698	その他の流動負債合計	20,528
機械装置及び運搬具	2,485	II 固定負債	
減価償却累計額	△2,092	長期借入金	1,690
工具、器具及び備品	2,675	リース負債	78
減価償却累計額	△2,365	繰延税金負債	1,019
土地	17,247	役員退職慰労引当金	59
リース資産	265	環境対策引当金	34
減価償却累計額	△137	退職給付に係る負債	3,245
建設仮勘定	8	資産除去債務	54
有形固定資産合計	26,588	長期預り保証金	1,598
2 無形固定資産		固定負債合計	7,780
借地権	78	負債合計	28,309
ソフトウェア	393	純資産の部	
その他	232	I 株主資本	
	81	1 資本金	7,393
無形固定資産合計	787	2 資本剰余金	6,209
3 投資その他の資産		3 利益剰余金	36,366
投資有価証券	9,210	4 自己株式	△3,344
長期貸付金	567	株主資本合計	46,624
破産更生債権等	122	II その他の包括利益累計額	
繰延税金資産	1,404	1 その他有価証券評価差額金	1,364
その他	1,056	2 繰延ヘッジ損益	△176
貸倒引当金	△341	3 為替換算調整勘定	△13
投資その他の資産合計	12,019	4 退職給付に係る調整累計額	△269
固定資産合計	39,394	その他の包括利益累計額合計	905
		III 少数株主持分	304
		純資産合計	47,835
資産合計	76,144	負債純資産合計	76,144

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成25年7月1日から
平成26年6月30日まで)

	百万円	百万円
I 売上高		79,193
II 売上原価		59,253
売上総利益		19,939
III 販売費及び一般管理費		15,683
営業利益		4,256
IV 営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	290	
その他の	158	499
V 営業外費用		
支払利息	44	
為替差損	130	
支払手数料	14	
その他の	23	213
経常利益		4,542
VI 特別利益		
国庫補助金	147	147
VII 特別損失		
固定資産圧縮損	128	128
税金等調整前当期純利益		4,562
法人税、住民税及び事業税	1,340	
過年度法人税等	△0	
法人税等調整額	190	1,530
少数株主損益調整前当期純利益		3,032
少数株主利益		33
当期純利益		2,998

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,393	6,209	33,523	△3,434	43,690
当期変動額					
剰余金の配当			△154		△154
当期純利益			2,998		2,998
自己株式の取得				△53	△53
自己株式の処分				144	144
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,843	90	2,933
当期末残高	7,393	6,209	36,366	△3,344	46,624

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	890	△186	△22	△963	△281	261	43,671
当期変動額							
剰余金の配当							△154
当期純利益							2,998
自己株式の取得							△53
自己株式の処分							144
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	474	10	8	693	1,186	43	1,230
当期変動額合計	474	10	8	693	1,186	43	4,164
当期末残高	1,364	△176	△13	△269	905	304	47,835

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(平成26年6月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	百万円	I 流動負債	百万円
現金及び預金	5,696	支払手形	303
受取手形	75	短期借入金	2,434
売掛金	10,815	1年内返済予定の長期借入金	6,480
仕掛品	6,887	リース負債	130
材料及び貯蔵品	310	未払金	30
前払費用	249	未払法人等税金	1,466
繰延税金資産	572	未払消費税	786
短期貸付金	980	前受り	149
1年内回収予定の長期貸付金	1,192	賞与引当金	4,494
未収金	93	前受り引当金	1,225
立替金	567	賞与引当金	65
その他の現金	359	役員賞与引当金	763
その他の現金	177	役員賞与引当金	78
流動資産合計	△5	流動負債合計	171
	27,972		596
II 固定資産		II 固定負債	20,376
1 有形固定資産		長期借入金	1,690
建物	17,943	退職給付引当金	47
減価償却累計額	△10,967	退職給付引当金	188
構築物	1,008	環境対策引当金	27
減価償却累計額	△865	資産除去負債	25
機械及び装置	2,069	長期預り保証金	49
減価償却累計額	△1,739	繰延税金負債	1,598
車両運搬具	104	繰延税金負債	899
減価償却累計額	△85	固定負債合計	4,526
工具、器具及び備品	2,245		24,903
減価償却累計額	△1,999		
土地	15,136		
リース資産	130		
減価償却累計額	△53		
有形固定資産合計	22,926		
2 無形固定資産		I 株主資本	
借地権	1,141	1 資本剰余金	7,393
ソフトウェア	264	2 資本剰余金	6,092
その他の	64	その他有価証券剰余金	115
無形固定資産合計	1,470	3 利益剰余金	6,207
3 投資その他の資産		利益剰余金	1,546
投資有価証券	8,139	その他有価証券剰余金	325
関係会社株	5,732	固定資産圧縮積立金	1,920
出資	1	市場開拓積立金	22,367
関係会社長期貸付金	768	別途利益剰余金	5,884
前払年金費用	883	4 自己株式	32,042
その他の現金	695	株主資本合計	△3,273
倒引当金	△152		42,369
投資その他の資産合計	16,069	II 評価・換算差額等	
固定資産合計	40,466	1 その他有価証券評価差額金	1,342
	68,439	2 繰延ヘッジ損益	△176
		評価・換算差額等合計	1,166
		純資産合計	43,536
		負債純資産合計	68,439

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成25年7月1日から
平成26年6月30日まで)

	百万円	百万円
I 売上高		59,307
II 売上原価		44,477
売上総利益		14,830
III 販売費及び一般管理費		11,732
営業利益		3,097
IV 営業外収益		
受取利息	38	
有価証券利息	18	
受取配当金	903	
関係会社受取事務手数料	131	
その他	118	1,210
V 営業外費用		
支払利息	76	
為替差損	175	
その他	58	310
経常利益		3,997
VI 特別利益		
国庫補助金	147	147
VII 特別損失		
固定資産圧縮損	128	128
税引前当期純利益		4,016
法人税、住民税及び事業税	704	
過年度法人税等	△ 1	
法人税等調整額	1,115	1,818
当期純利益		2,198

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						固定資産 圧縮積立金	市場開拓 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	7,393	6,092	115	6,207	1,546	331	1,920	22,367	3,834
当期変動額									
剰余金の配当									△154
固定資産圧縮積立金の取崩						△5			5
当期純利益									2,198
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計						△5			2,049
当期末残高	7,393	6,092	115	6,207	1,546	325	1,920	22,367	5,884

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計						
当期首残高	29,998	△3,364	40,235	884	△186	697	40,933
当期変動額							
剰余金の配当	△154		△154				△154
固定資産圧縮積立金の取崩							
当期純利益	2,198		2,198				2,198
自己株式の取得		△53	△53				△53
自己株式の処分		144	144				144
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				458	10	468	468
当期変動額合計	2,043	90	2,134	458	10	468	2,602
当期末残高	32,042	△3,273	42,369	1,342	△176	1,166	43,536

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年8月6日

日本工営株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 中 康 行 ㊞
--------------------	-----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 田 淳 一 ㊞
--------------------	-----------------

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本工営株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本工営株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年8月6日

日本工営株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 淳 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本工営株式会社の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年8月7日

日本工営株式会社 監査役会

常勤監査役	清水 敏 彰	㊟
常勤監査役	新井 泉	㊟
監査役	榎本 峰 夫	㊟

(注) 常勤監査役新井泉及び監査役榎本峰夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区麹町5丁目4番地
日本工営ビル3階 当社本店会議室

- 交通 ● J R 線 四ツ谷駅 (麹町口) } より徒歩5分
● 地下鉄丸ノ内線 四ツ谷駅 (1番出口)
● 地下鉄南北線 四ツ谷駅 (3番出口)
● 地下鉄有楽町線 麹町駅 (2番出口)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

